

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 8 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当に係る勤務期間） 第 1 3 条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （1）～（6）略 <u>（7）総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 1 6 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> <u>（8）育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> <u>（9）略</u>	（勤勉手当に係る勤務期間） 第 1 3 条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （1）～（6）略 <u>（7）育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が 9 0 日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u> <u>（8）略</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。